



平成22年 8月 2日

各 位

上場会社名	イビデン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 竹中 裕紀
(コード番号)	4062 東証、名証第1部)
連絡者の役職氏名	財務部長 太田 剛
電話番号	(0584) 81-3111

ストックオプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ

平成22年8月2日開催の当社取締役会において、当社第157回定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他未定の部分は、当該新株予約権の割当予定日である平成22年8月11日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役、執行役員、理事及び従業員並びに当社連結子会社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを狙いとしております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式566,000株

ただし、下記3により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

5,660個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株（以下、「付与株式数」という。）とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、平成22年6月22日開催の当社第157回定時株主総会における決議後、各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲でこれを調整する。

以上の調整は、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

4. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役11名に対し合計885個（新株予約権1個につき100株。ただし、前記3に定める株式の数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。以下同じ。）、当社執行役員8名に対し350個、当社理事10名に対し350個、当社従業員162名に対し3,240個及び当社連結子会社の取締役32名に対し835個（合計：223名に対し5,660個）を割り当てる。

なお、各割当てを受けるものに対する割当数（以下、「予定割当数」という。）の割当ては、当該者が

会社法第242条第2項の規定に従い、予定割当数以上の数の新株予約権の引受けの申込みを行うことを条件とし、また、当該者の申込みの数が予定割当数に満たない場合には、当該者に対する割当数は当該申込みの数とする。

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本取締役会決議に基づく新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記3に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ終値がある直近日の終値）とする。また、算出の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」にそれぞれ読み替える。さらに、新株予約権の割当日後、当社が資本の減少等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める調整をする。

7. 新株予約権の割当日

平成22年8月11日を予定

8. 新株予約権の行使期間

平成24年8月1日から平成26年7月31日まで

9. 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社及び当社連結子会社の取締役、執行役員、理事若しくは正社員の地位をいずれも喪失した後も6ヶ月間に限り、権利を行使することができる。
- 2) 新株予約権者の死亡後6ヶ月間に限り、その者の相続人は権利を行使することができる。

- 3) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- 4) その他権利行使の条件については、当社第157回定時株主総会及び当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合又は当社が株式交換若しくは株式移転により完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画が株主総会で承認された場合には、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- 1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- 2) 増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【ご参考】

- | | | |
|-------------------------|-------|-------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成22年 | 5月20日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成22年 | 6月22日 |

以 上